

## ◎ リース事業による災害復旧

### (1) 事業内容

被災した農地及び農業用施設の復旧にあたり、個人施工に対するリース代を補助します。事業に取り組むには、災害発生日から3週間以内に市への被害報告を行ってください。

(2) 補助対象者 災害により被害を受けた農地及び農業用施設の受益者等

(3) 対象経費 重機等のリース料、回送費、リース機器の保険料  
(燃料費、人夫賃金及び保険適用外の追加費用は自己負担)

(4) 補助率 10/10 (補助対象事業費は40万円未満)

### (5) 必要書類

①見積書、②振込先の通帳の写し、③写真(施工前・中・後)、④領収書の写し

※①見積書、②振込先通帳の宛名、④領収書の宛名は、同一の名前にしてください。

### (6) 事業の流れ

- ①被害報告後、市職員による現場確認を行います。
- ②現場確認により復旧対象と判断された場合には、各自で見積書を取得、提出してください。見積書の精査後に補助金申請書類を配布します。
- ③補助金申請書類の提出後に着手可能となります。その際、施工前・中・後の写真を撮影し、施工中の写真には、リースした重機等を必ず写してください。
- ④施工後に、リース業者へ支払いを行い、領収書を受け取ってください。清算で事業費が減額になる可能性がある為、必ず施工後に支払ってください。領収書の写しと写真を市に提出してください。書類や施工内容が適正であることが確認できた後、補助金を指定の口座に振り込みます。

### ※注意事項

- ・この事業は、発災年度のみ取り組むことができます。
- ・重機等のリースは、リース用の保険をかけているリース会社から行ってください。
- ・提出した見積内容に変更がある場合は必ず事前に相談をしてください。対象にならない場合があります。
- ・最終事業費が交付決定額を超過した場合、超過分は補助対象外となります。
- ・口座振込での支払いの場合も領収書の写しを提出してください。
- ・補助金は、100円未満切捨てです。